

高血圧症・脂質異常症・糖尿病で通院中の患者さまへ
「療養計画書」へのご理解とご署名のお願い

いつも当クリニックをご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和6年6月1日の診療報酬改定により、これまで算定してきた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行する運びとなりました。

本改定に伴い、令和6年6月1日から厚労省の指針どおり、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さまで「特定疾患療養管理料」を算定していた方は「生活習慣病管理料」に移行となります。

初回および内容変更時には「療養計画書」の説明を受け、「ご署名」をいただく必要がございますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

（「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」へ移行した際の、患者さまの自己負担額に大きな変更はございません。）